

# ストックヤード運営事業者登録の「土砂搬入搬出管理票ファイル」 に関する注意事項について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課  
令和5年3月

## 1. 「管理票（新規）」について

- (1) スtockヤード運営事業者として新たに登録する全てのStockヤードについて入力ください（更新・変更時に記載内容の変更は不要）。  
本資料は申請されたStockヤードに関して土砂の搬出入記録の状況を把握するよう実績を求めるものです。  
ただし、新規Stockヤードなどでは記載が困難な場合等も想定されることから次の優先順位に従って入力ください。
- ①登録を行うStockヤードの過去1年間の実績
  - ②登録を行うStockヤードの実績（運営期間が1年未満の場合には可能な期間）
  - ③これからStockヤードの運営を開始しようとしているなど、搬入量及び搬入元並びに搬出量及び搬出先に関する実績記録がない場合には、Stockヤードの名称、所在地、最大堆積可能量など（背景赤着色部分）  
ただし、この場合であっても登録後には毎年度登録された全てのStockヤードで第7条第1項に規定する管理状況年報報告が行えるよう、規程第3章に規定する土砂の搬出入記録等の必要な業務を行わなければならない。
- (2) その他の入力項目説明
- ① **提出に係る期間**  
直近の過去1年間（申請者の定める事業年度期間のうち直近のもの）
  - ② **期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】**  
当該Stockヤードが受入れた土砂等の量の合計
  - ③ **期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】**  
当該Stockヤードから搬出された土砂等の量の合計（内訳に記載した搬出先別の搬出量の合計）
  - ④ **搬出先別の搬出量の内訳**  
搬出先別に進出先の名称・所在地、進出先の種類、搬出量を記載  
「搬出先の種類」については「Stockヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について」を参照ください。  
なお、新規登録申請時点で「搬出先の種類」の記録がなく記載が困難な場合には「搬出先の種類」の記載を省略することができます。  
ただし、その場合であっても登録後は第7条第1項に規定する管理状況年報報告の際には「搬出先の種類」の記載が必要となることに留意願います。
  - ⑤ **提出時点のStockヤード内の土砂等の量（堆積量）**  
報告に係る期間の最終日における堆積量を入力ください
  - ⑥ **期間中の最大堆積量**  
報告に係る期間中における最大堆積量を入力ください

## 2. 申請書ファイルにおける編集制限の内容（参考）

本ファイルでは、以下の編集の制限を設定しています

	入力箇所以外の変更	セル書式設定	行の挿入	列の挿入	行の削除	列の削除
管理票（新規）	×	○	○	×	○	×

※行及び列単位の書式設定は不可

その他、ファイル内のシート構成変更について編集の制限を行っています。

## 土砂搬入搬出管理票（新規）

ストックヤード運営事業者登録規程第4条第2項第8号の規定により、下記のとおり提出します。

令和  年  月  日

申請者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

ストックヤードの名称・所在地	名称			
	所在地	都道府県	【選択】	
最大堆積可能量				m <sup>3</sup>
提出に係る期間		年	月	日 ~ 年 月 日
期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】				m <sup>3</sup>
期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】				m <sup>3</sup>
搬出先の工事等の名称及び施工場所	搬出先の種類		搬出量 m <sup>3</sup>	
上記以外の搬出先 ●箇所 ※				
提出時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）				m <sup>3</sup>
期間中の最大堆積量				m <sup>3</sup>

## 備 考

- 1 既に運営しているストックヤードがある場合は過去1年間の実績について可能な範囲で記載する。
- 2 搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
- 3 搬出先の種類の記載方法は「ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について」による。
- 4 ※印の欄は、事業年度における1箇所当たりの搬出量が100m<sup>3</sup>未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。